

府中市上下町階見地域（林班：１３１・空山国有林）集約化構想

広島県府中市

作成年月日	令和８年８月１０日
変更年月日	
協議の実施年月日	令和８年７月３日
集約化構想の期間	令和８年８月１０日 ～ 令和１８年３月３１日
市町村名	広島県府中市
地域名	上下町階見地域（林班：１３１・空山国有林）

１ 一体経営管理森林の区域

	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域	上下町階見地域 （別紙リスト）	131 林班 （別紙リスト）	25.90ha	

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨

２ １に掲げる区域における経営管理の方針

	経営管理の方針
共通事項	主伐、造林、間伐及び保育、作業路網の整備等については、府中市森林整備計画に定める方法を遵守し実施する。
区域	- 比較的傾斜が緩く、路網からの距離が近い森林又は森林作業道作設が可能な森林は、主伐・再造林・保育による森林資源の循環利用を図ることを基本とする。 - 一方で、急傾斜で路網からの距離が遠いなど条件が悪い森林については、間伐を繰り返し、長伐期化を図ることを基本とする。 - 林業経営適地と一体的な施業が可能で森林経営が成り立つと判断される森林においては、主伐後のスギ・ヒノキ等の人工造林を通じた森林資源の循環利用の可能性を検討する。 - 隣接する国有林との間で、事業時期の調整等を行う。

３ ２に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

（１）経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（２）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林班・林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域	上下町階見 （別紙リスト）	131 林班 （別紙リスト）	25.90ha	甲奴郡森林組合	府中市上下町 上下 2809-1

４ ３に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

（１）森林経営管理制度の活用方法

	森林経営管理制度の活用方法
区域	構想森林については、構想適合事業者（受け手）に経営管理実施権を設定することを基本とする。ただし、森林所有者が所有権を手放すことを希望する場合には、構想適合事業者（受け手）への所有権の移転も検討。

(2) 路網整備の計画

森林作業道を作設及び改良（別紙地図のとおり）

作業路網その他の施設の設置及び維持運営の方針

	作業路網 その他の施設	設置場所 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する 費用の負担方法
区域	森林作業道	森林 作業道	甲奴郡 森林組合	L=2,200～ 2,500m W=3.0m	定期的な見回り を実施。	甲奴郡森林組合 が負担
	土場	山土場	甲奴郡 森林組合	100～500 m ²		

(3) 森林所有者の同意取得に向けた方針

- ・ 構想適合事業者（受け手）に、3（1）で定める構想森林について、府中市が保有する森林所有者等の個人情報を提供し、市と連携しながら同意取得に向けた働きかけを実施する。
- ・ 所有者不明森林等については、特例の活用を検討する。

(4) その他

- ※ 以下のような事項について、何らかの措置を講ずる場合に記載。欄は適宜追加する。
- 施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病虫害対策、
原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮 等

--

5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち前半 5か年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道	併用 林道	府中市 上下町	市道空山 林道支線 併用		25.90ha	○		

6-1 施業実施協定の締結に関する事項（任意記載）

(1) 目的となる森林の区域及び面積 【森林法第10条の11第3項第1号】

	所在				面積 (ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域					

6-1 施業実施協定の締結
(1)～(5)
該当なし

(2) 森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等 【森林法

	番号	施業の種類	面積 (ha)	樹種	時期	実施の方法 (実行形態等)
区域						

(3) 作業路網その他の施設の設置及び維持運営【森林法第10条の11第3項第3号】

	作業路網 その他の施設	設置場所 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する 費用の負担方法
区域						

(4) 施業実施協定の有効期間【森林法第10条の11第3項第4号】

--

(5) 施業実施協定に違反した場合の措置【森林法第10条の11第3項第5号】

--

6-2 施業施設協定の締結に関する事項(任意記載)

(1) 目的となる森林の区域及び面積【森林法第10条の11の9第2項第1号】

	所在				面積 (ha)
	番号	字	地番		

6-2 施業施設協定の締結
(1)～(4)

該当なし

(2) 施業施設の設置又は維持運営【森林法第10条の11の9第2項第2号】

	施業施設	施設位置 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する 費用の負担方法

(3) 施業施設協定の有効期間【森林法第10条の11の9第2項第3号】

--

(4) 施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第10条の11の9第2項第4号】

--

7 その他(任意記載)

当該地域において、現状施業が行われていないが、構想森林として位置づけなかったこととした森林についても、適切な経営管理の実現に向け、必要に応じ、経営管理権集積計画の作成、市町村経営管理事業の実施等を検討する。

(別紙) 構想森林、構想適合事業者を示した地図

